

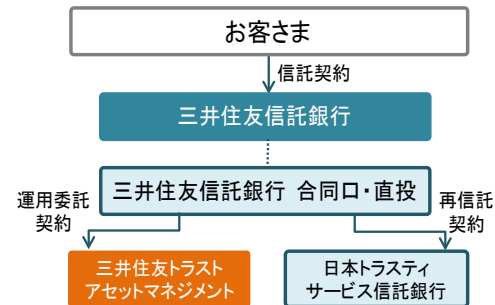
# 【ご案内】三井住友トラスト・アセットマネジメントへの運用委託について

分割・統合に伴い、年金信託契約(既に、締結頂いている契約を含みます)にかかる資産運用業務の一部を三井住友トラスト・アセットマネジメント(金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第347号)に委託いたします。

なお、分割・統合後も、お客さまとの窓口業務及び資産管理銀行への指図業務やデータマネジメント、カスタマイズレポートの作成等資産運用に関するバックオフィス業務については、引き続き、三井住友信託銀行にて対応いたします。

## [スキーム概要]

- 三井住友信託銀行は、お客さまとの間で信託契約を締結いたします。
- 三井住友信託銀行は、三井住友トラスト・アセットマネジメントとの間で、上記信託契約(信託契約に組入れている合同口を含みます)の資産運用業務の一部を同社に委託する旨の運用委託契約を締結いたします。
- 運用委託する業務は、信託財産の有価証券に係る運用業務等となります。



## [報酬等について]

- 運用委託先である三井住友トラスト・アセットマネジメントは、当社の利害関係人です。
- 当社が三井住友トラスト・アセットマネジメントに支払う報酬については、信託財産からは引き落としません。また、報酬計算について事前にお示しすることはできません。

## [運用委託の対象となる年金投資基金信託(合同口)ファンド](2018年10月1日現在)

- ・年金投資基金信託(公社債口)
  - アクティブファンド  
S41、S42、S43、S45、S48、S49、S59、S60、S61、S62、S63、S93、S94、S95
  - パッシブファンド  
S01、S02、S03、S04、S05、S10、S12、S14、S15、S91、S92
- ・年金投資基金信託(株式口)
  - アクティブファンド  
K41、K42、K43、K44、K45、K46、K47、K48、K49、K51、K56、K58、K60、K65、K66、K67
  - パッシブファンド  
K01、K02、K05、K08、K11、K12、K13、K14、K15、K16、K17、K18、K19、L04、L05、L10
- ・年金投資基金信託(外貨建て口): 外国債券
  - アクティブファンド  
B41、B42、B47、B93
  - パッシブファンド  
B01、B02、B03、B05、B06、B08、B09、B11、B13、B15、B17、B18、B20、B21、B22、B91、B92、B95
- ・年金投資基金信託(外貨建て口): 外国株式
  - アクティブファンド  
E41、E42、E45、E46、E55、E92
  - パッシブファンド  
E01、E02、E04、E06、E07、E08、E12、E13、E14、E16、E17、E18、E19、E91、L06
- ・年金投資基金信託(総合口)
  - アクティブファンド  
S51、S53、S54、S56、S57、S58、S64、K55、E53、E56
  - パッシブファンド  
B07、B10、B12、B14、B16、B19、B23、B24、E03、E05、E09、E11、E15、L11、L12、L13
- ・年金投資基金信託(貸付金口)